

入札公告

条件付一般競争入札を行うため、阿久根市契約規則（昭和 61 年阿久根市規則第 1 号）第 2 条及び阿久根市条件付一般競争入札実施要綱（平成 27 年阿久根市告示第 41 号）（以下「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 18 日

阿久根市長 西平良将



1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和 8 年度 「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備事業 敷地概略測量設計業務委託

(2) 業務場所

阿久根市大川地内

(3) 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 19 日まで

(4) 業務概要

ア 設計業務

(7) 道路概略設計 L=0.6km

(イ) 施設配置構造安定性検討 1 式

(ロ) 施設配置計画検討 1 式

(ハ) 調整池配置検討 1 式

イ 測量業務

(7) 基準点測量 1 式

(イ) UAV レーザ測量 A=0.05km²

(5) 予定価格に110分の100を乗じて得た価格

落札決定後に阿久根市のホームページで公表する。

(6) 最低制限価格

あり

(7) 本業務は、事後審査型条件付一般競争入札で行うものとする。

(8) 本業務は、資料（事後審査資料を除く。）の提出及び入札等を電子入札システムで行うものとする。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか、阿久根市電子入札実施要綱（平成 27 年阿久根市告示第 42 号）による。

なお、やむを得ない理由で電子入札できない者は、契約担当者の承認を得た場合に限り紙入札で入札に参加できるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に係る入札の公告日において、阿久根市測量業務等入札参加資格審査要綱（平成 28 年阿久根市告示第 116 号）の規定に基づく入札参加登録者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日から本業務落札決定の日までの間に、阿久根市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 29 年阿久根市告示第 38 号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がなされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け競争入札参加資格を有するものを除く。
- (5) 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者であること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がない者であること。
- (7) 阿久根市建設工事等暴力団等排除措置要綱（平成 20 年阿久根市告示第 80 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (8) 鹿児島県内に本社（店）又は支社（店）、営業所若しくは事業本部（以下「事業所等」という。）を有し、当該事業所等が契約締結に関連する一切の権限を有していること。
- (9) 令和 3 年度以降に、単独の元請として完成・引渡し完了した同種業務の実績を有している者であること。同種業務とは、敷地概略測量設計業務とする。
- (10) 担当技術者について、本業務を行うに当たり、次の資格を有する者を配置すること。
 - ア 一級建築士
 - イ 技術士（建設部門・道路）
 - ウ 1 級又は 2 級土木施工管理技士
 - エ 無人航空機（ドローン）に関する有資格者

3 入札参加申込

- (1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込をしなければならない。



ア 提出書類

入札参加申込書（要綱第4号様式）

イ 提出場所

阿久根市財政課管財係

鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 郵便番号 899-1696

ウ 提出時期

令和8年5月19日（火）から令和8年5月28日（木）までのそれぞれの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後8時（令和8年5月28日（木）は、午後4時）までとする。

ただし、紙で入札参加申込書等を提出する場合は、午前8時30分から午後5時15分（令和8年5月28日（木）は、午後4時）までとする。

エ 提出方法

(7) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出すること。

(4) 紙入札の場合

入札参加申込書及び紙入札参加承認申請書（阿久根市電子入札実施要綱第5号様式）をイの場所に持参すること。

(2) 市長は、紙で入札参加申込書を提出した者に対し、受付印を押印した入札参加申込書の写しを交付する。

(3) 入札参加申込書等を提出した者でなければ、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の確認及び通知等

3の(1)により提出された入札参加申込書について確認し、その結果は令和8年5月29日（金）までに電子入札システム又は書面により通知する。

5 設計図書等の閲覧

(1) 本業務に係る設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は次により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年5月19日（火）から令和8年6月1日（月）まで

イ 閲覧場所

阿久根市ホームページ

(2) 設計図書等について、入札参加を希望した者で、質疑がある場合は、次により質問書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和8年5月19日（火）から令和8年5月27日（水）までのそれぞれの日（閉



庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出方法

阿久根市役所財政課管財係に持参 (FAX又はメール可) すること。(FAXの場合は、必ず電話連絡すること。)

ウ 提出先

阿久根市財政課管財係

電話番号 0996-73-1217

FAX番号 0996-72-2029

e-mail kanzai@city.akune.kagoshima.jp

(3) (2)の質問書の提出があった場合は、次により回答するものとする。

ア 回答期限

令和8年5月29日(金)午後5時まで

(※随時回答するが、最終回答期限を示すものである。)

イ 回答方法

入札参加を希望した全ての者に書面等で回答する。

6 入札の方法等

(1) 入札書の受付期間

ア 電子入札の場合

令和8年6月1日(月)午前8時30分から同年6月3日(水)午後1時まで

イ 紙入札の場合

令和8年6月1日(月)午前8時30分から同年6月2日(火)午後5時15分まで

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年6月3日(水)午後1時30分

イ 場所 阿久根市役所財政課管財係

(3) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

(5) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。)をもって落札決定とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 紙入札の入札参加申込書の写しの提示

(1)の受付の際に、3の(2)により交付された入札参加申込書の写しを提示すること。



7 現場説明会

実施しない。

8 入札保証金及び完成保証人

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 完成保証人

契約金額が 500 万円以上の場合は、当該落札者に代わって自らその業務を完成することを保証する他の業者を完成保証人として立てることとする。

9 入札の無効

(1) 入札に参加する資格がない者がした入札

(2) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込をした者のした入札

(3) 2 以上の入札書による入札

(4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(5) 入札要件（入札金額、工事名、工事場所及び氏名）の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書

(6) 入札者の押印のない入札書による入札（電子入札又は押印省略を除く。）

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(8) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると市長が認めた入札

(9) 送付、電報又は電送（電子入札を除く。）の方法による入札

(10) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札

10 落札候補者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内において、最低の価格を入札した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき者が 2 人以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。
この場合、くじを辞退することはできない。

(3) 落札候補者に決定された者は、次により必要な書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

(7) 入札参加資格確認申請書（要綱第 1 号様式）

(4) 誓約書（様式 1）

(9) 同種業務実績調書（様式 2）

イ 提出先 阿久根市財政課管財係

ウ 提出期限 令和8年6月10日(水)午後5時15分まで

(4) 落札候補者が、次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を認めない。

ア 期限までに(3)の書類を提出しない場合

イ 入札参加資格要件の確認のため職員が行った指示に従わない場合

ウ 提出された書類によって入札参加資格要件を満たしていることが確認できない場合

エ 提出された書類に虚偽の記載があった場合

(5) 落札候補者に入札参加資格があると認めるときは、当該落札候補者を落札者と決定し、その旨を当該落札候補者及びその他の入札参加者に通知する。

(6) 落札候補者に入札参加資格がないと確認したときは、落札候補者の決定を取り消し、落札候補者決定取消通知書(要綱第6号様式)により通知する。

(7) (6)による落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、予定価格の範囲内において、当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者(落札候補者をくじで決定した場合における落札候補者以外の最低価格入札者を含む。)を新たに落札候補者と決定し、(3)及び(5)を準用する。

(8) (7)による新たな落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、落札者を決定するまで、順次、その例により新たな落札候補者を決定し、(3)及び(5)を準用する。

11 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 10の(3)の確認の結果、10の(4)により入札参加資格がないと認められた者は、10の(6)の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内(閉庁日を除く。)に市長に対して書面により入札参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して7日以内(閉庁日を除く。)に当該説明を求めた者(以下「説明請求者」という。)に対し、書面により回答する。

この場合において、10の(7)の新たな落札候補者の入札参加資格の確認は、説明請求者に対する回答を決定するまで中断する。

(3) 市長は、説明請求者に入札参加資格があると認めるときは、入札参加資格がないと認められた旨の通知を取り消し、当該説明請求者を落札者とする。

この場合において、市長は、10の(7)の新たな落札候補者の決定を取り消し、その旨を当該新たな落札候補者に書面により通知する。

(4) 10の(7)により、新たな落札候補者となった者が、入札参加資格がないと認められた場合も(1)から(3)までと同様とする。

12 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内(閉庁日を除く。)に、契約書の案、



消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書その他関係書類を提出しなければならない。

13 問合せ先

阿久根市財政課管財係

鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

郵便番号 899-1696

電話番号 0996-73-1217

